

# 持続可能社会のためのコミュニティ通貨研究コンソーシアム規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本コンソーシアムは、「持続可能社会のためのコミュニティ通貨研究コンソーシアム」(Consortium of Community Currency Study for Sustainable Society : 3C3S) (以下「3C3S」という。)と称する。

### 第2条 (目的)

SDGs (持続可能な開発目標) が目指す社会を実現するために、超高齢社会となった日本のコミュニティにおける多様化した価値を許容するための「マネジメント」方法を、そして、一人ひとりが積極的に社会に関わり活躍できるコミュニティの形成・活性化のための「新たな価値」を、次世代 ICT 技術に支えられた「コミュニティ通貨」を基軸とした社会経済システム構築を通して模索する。

そして、次世代 ICT 技術による新たな価値やサービスが次々と創出される未来の「超スマート社会」創りのための、産学官の緊密な連携、様々な領域を包括した学際性、ICT 関連の基盤的技術の開発や人材確保・育成等は、企業の経営方針や競争力強化、さらにはコミュニティ活性化や新規産業の創出に大きく寄与するため、このシステムで得られる様々なデータ・資料等を取得・解析等し、成果を社会実装に反映する。

### 第3条 (事業内容)

- (1) コミュニティ通貨の流通、管理に関する研究・開発
- (2) 超スマート社会の基盤となる次世代技術の調査及びその応用、及び大学等研究機関との連携
- (3) 地域が抱える社会問題とその解決方策に関する調査及び提案
- (4) 上記 (1) ~ (3) を統合した実証実験の実施及びその評価
- (5) その他、3C3Sの目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

### 第4条 (会員)

第2条の目的に賛同し、会費に関する細則所定の年会費を納付し、理事会が承認した次の会員により構成する。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員
- (3) 学生会員
- (4) 特別会員 (地方公共団体、公的団体、商店街振興組合等、教育機関等)

#### 第5条（退会）

- （1） 会員はいつでも事前通知にて自主的に退会することができる。
- （2） 前号に加え、下記の場合は理事会の決議により会員を退会させることができる。
  - ア. 所定期間内に3C3Sが定める会費その他の負担金を納めなかったとき。
  - イ. 3C3Sの趣旨にふさわしくない行為を行ったと合理的な理由をもって判断されたとき。
  - ウ. 学生会員が学生でなくなったとき。ただし、他の会員資格で継続を申請したときを除く。
  - エ. 会員が反社会的勢力に関与すると認められるとき。
  - オ. その他、3C3Sが不適当な事由があると判断したとき。

#### 第6条（権利）

- （1） 会員は、3C3Sが実施する活動に参加することができるとともに、個々の活動において参加しない権利も有する。
- （2） 会員は、3C3Sの成果についての情報を得るとともに、優先的に利活用する権利を有する。

#### 第7条（義務）

- （1） 会員は、本規約、その他3C3Sが定める規約、3C3Sとの間で合意した約定を遵守する。
- （2） 会員は、3C3Sからの依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応する。

#### 第8条（会費）

- （1） 3C3Sは3C3Sの運営に必要な経費を賄うため、会員から会費を徴収する。
- （2） 会費については、別途定める。

### 第3章 役員

#### 第9条（役員）

- （1） 3C3Sに会長1名、副会長3名以内を置く。
- （2） 会長は3C3Sを代表するとともに、会務を総理する。
- （3） 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- （4） 3C3Sには理事3名以上、20名以下を、会計監事若干名を置き、会長が指名する。
- （5） 会計監事は、3C3Sの会計を監査する。

- (6) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (7) 役員は無報酬とする。

## 第4章 会議

### 第10条 (総会)

3C3Sの最高決定機関として総会を置く。

### 第11条 (総会の開催及び召集)

- (1) 総会は原則として年1回開催する。ただし、理事会の議決または、会員の合計数の3分の1以上から請求がなされた場合は、速やかに総会を招集する。
- (2) 総会は会長が召集する。総会の議長は会長が務めるものとし、副会長がこれを代行することができる。

### 第12条 (総会の成立)

- (1) 総会は、個人会員、法人会員、学生会員および特別会員の合計数の過半数の出席により成立する。出席には、郵送、FAX、あらかじめ届出のあった電子メール等による委任状を含む。
- (2) 総会への出席は、テレビ会議等による遠隔地からの参加も含む。

### 第13条 (総会の議決)

- (1) 総会の議事は、出席会員数の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (2) 総会における議決は、郵送、FAX、あらかじめ届出のあった電子メール等による委任状も含む。
- (3) 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。
  - ア 役員の選出
  - イ 規約等の改正
  - ウ 活動計画及び活動報告
  - エ 予算及び決算
  - オ その他3C3Sの運営上重要な事項
- (4) 総会は全て事務局で議事録を作成し、全会員に報告する。

### 第14条 (理事会)

- (1) 3C3Sに理事会を置く。
- (2) 理事会は会長、副会長および理事により構成する。

- (3) 理事会の議長は会長とし、副会長がこれを代行することができる。

#### 第15条（理事会の職務）

理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会の議決事項を実施するために必要な具体的事項
- (2) 各年度の事業計画案及び事業報告案
- (3) 各年度の予算案及び決算案
- (4) 3C3Sの運営上、会長が緊急に決定を要すると認める事項
- (5) その他、会長が3C3Sの事業に関し必要と認める事項

#### 第16条（理事会の運営）

- (1) 理事会は、理事会議長が召集し、運営する。
- (2) 理事会は、理事会員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- (3) 理事会は、議長の要請により、あらかじめ届出のあった電子メールによって審議および議決を行うことができる。
- (4) 理事会の議事は、出席した理事会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第5章 資産および会計

#### 第17条（資産の構成）

3C3Sの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 設立後、寄付を受けた財産
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### 第18条（資産管理）

3C3Sの資産は、会長が管理しその方法は理事会の議決による。但し、資産の内、その用途又は管理方法について指定して寄付されたものについては、その指定に従わなければならない。

#### 第19条（経費の支弁）

- (1) 3C3Sの経費は、資産をもって支弁する。

- (2) 会員がプロジェクトチームを組織し、そのプロジェクト内で完結するときの経費は当該プロジェクトチームで支弁する。
- (3) 3C3S の名により、補助金等を受けて実施する事業については、その都度会計組織を作り、特別会計として管理する。

#### 第20条（事業計画及び収支予算）

3C3S の事業計画書及び収支予算は、会長が作成し理事会の議決を得た後、総会の議決を得なければならない。

#### 第21条（事業報告及び収支決算）

3C3S の事業報告書、収支決算及び財産目録は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、会計監事の監査を経て、理事会の議決を得た後、当該事業年度終了後 90 日以内に総会の承認を得なければならない。

#### 第22条（特別会計）

- (1) 3C3S は、事業の遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。
- (2) 前号の特別会計は、前条の収支決算上に計上しなければならない。

#### 第23条（過剰金の処分）

3C3S の収支決算に剰余が生じた場合は、総会の議決を得て、翌事業年度に繰り越し、又は一部を積立てることができる。

#### 第24条（会計年度）

3C3S の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

### 第6章 規約の変更および解散

#### 第25条（規約の変更）

この規約は、総会において、出席会員数の 4 分の 3 以上の議決を得た場合変更できる。

#### 第26条（解散）

3C3S は、第 2 条に示した目的を果たしたとき、総会において、出席会員数の 4 分の 3 以上の議決を得て解散する。

#### 第27条（残余財産の処分）

3C3S の解散の場合、残余財産は第 18 条に示した手続きの後、3C3S と類似の目的を持つ他の法人又は団体に寄与するものとする。

## 第 7 章 補 則

### 第 28 条

3C3S の運営に必要な事項は以下の細則のほか、必要に応じて理事会の決議により別に定めることができる。

- (1) プロジェクト運用に関する細則
- (2) 会費に関する細則
- (3) 事務局に関する細則

### 第 29 条 (事務局)

- (1) 3C3S の事務処理のため事務局を札幌市北区北 11 条西 4 丁目 2 - 19 ASC N11 ビルに置く。
- (2) 事務局を統括するため事務局長を置く。また、事務局長を補佐するため副事務局長を置くこともできる。事務局長および副事務局長は理事会で選任する。

### 第 30 条 (免責および損害賠償)

- (1) 会員は、3C3S の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、3C3S は一切責任を負わないものとする。
- (2) 会員間の問題に関して、3C3S は一切の責任を負わないものとする。

### 第 31 条 (条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

### 第 32 条 (合意管轄)

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 第 33 条 (協議事項)

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

#### 第34条（その他）

本規約に定めるものの他、3C3Sの運営に必要な事項は理事会において定める。

以上、3C3Sの総ての会員に本規約を適用するものとし、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

## 附則

### 第1条（施行期日）

この規約は、設立総会における承認を経て、2019年2月14日から施行する。

### 第2条（設立年度における会計期間等）

規約第9条(役員)第6項ならびに第24条(会計年度)の定めに関わらず、設立年度における会計期間は、設立の日から2020年3月末日までとし、設立年度における役員の任期は、設立の日から次期（通常）総会までとする。

### 第3条（経過措置）

この規約の施行の際、現にこの規約を議決した総会の主催団体により承認された個人会員、法人会員、学生会員、特別会員である者は、それぞれ、この規約の施行の日、規約第4条(会員)に定められた理事会の承認を得て認められたものとみなす。

## プロジェクト運用に関する細則

### 第1条（目的）

この細則は、持続可能社会のためのコミュニティ通貨研究コンソーシアム（以下「3C3S」という）規約第2条に定める目的の実現のために、3C3S 会員が実施する実証実験の実施に必要な手続き、方法その他の事項について定め、もって 3C3S 事業の増進を図ることを目的とする。

### 第2条（実証実験の対象）

実証実験の対象は以下の全ての要件を満たすものでなくてはならない。

- (1) 3C3Sの目的に合致することを、3C3S規約第14条に定める理事会が承認した実証実験であること。
- (2) 単独もしくは複数の会員により実施可能であること。
- (3) 実証実験の開始時に会員でないメンバーが含まれる場合、そのメンバーが会員となることを確約できること。
- (4) チームメンバーには反社会的勢力に関わるものが含まれていないこと。

### 第3条（実証実験の組織構成）

実証実験を開始しようとする会員は、以下に定める組織を構成したうえで、「実証実験計画書」を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。（以下、この組織を「実証実験プロジェクトチーム」、あるいは単に「チーム」という。）

- (1) チームリーダー  
実証実験の企画、実施、結果の集約、事業化に係る責任者1名
- (2) 出納責任者  
チーム単独の出納責任を負う者 1名以上
- (3) メンバー  
実証実験の実施者であり、チームリーダー、出納責任者以外の者  
ただし、チームリーダー、出納責任者を含めてチームメンバーと呼ぶことがある。

2 チームメンバーが、他の実証実験のチームメンバーに加わることを妨げない。

### 第4条（実証実験実施の承認）

理事会は前条に定める実証実験計画書を受領したとき、直ちに3C3S規約第16条により理事会を招集し、その実施の是非を検討の上、受領から2週間以内に回答するものとする。

#### 第5条（結果責任）

実証実験の結果責任は当該チームが負うものとする。

- 2 実証実験の結果データは、チーム内で共有し、その利用は公平でなくてはならない。
- 3 実証実験の結果データをチーム外に公表することの是非は、チームで決定するものとする。
- 4 実証実験の役割分担は、give & takeを旨とし、互いの特性を活かすよう、チーム内で行うものとする。
- 5 チーム内で発生した問題はチーム内で解決するものとする。

#### 第6条（計画変更）

チームリーダーは、承認を受けた実証実験計画書に大幅な変更が生じた場合、または中止する場合は理事会に報告し、その承認を得なくてはならない。

#### 第7条（完了報告）

実証実験チームは実証実験の終了後速やかに、その成果及び明らかになった課題について理事会に報告しなくてはならない。

#### 第8条（特別会計）

実証実験プロジェクトが、3C3Sの名称で受けた受託事業、補助金等事業である場合、規約第22条に定める手続きにより3C3Sの特別会計として管理しなくてはならない。

#### 第9条（事業利用）

実証実験チームは実証実験の成果について、自らの事業とすることを妨げない。ただし、3C3S規約並びにこの実施要領に違反し又は3C3Sの目的を妨げた会員に対して、理事会の決定により、一定期間その事業利用を拒否することができる。

#### 第10条（罰則）

実証実験チームがこの実施要領の規定に違反したと理事会が認め、是正を求めたにもかかわらず30日以内に是正が行われない場合は、当該実証実験を直ちに中止するとともに、出納責任者はそれまでの収受を清算しなくてはならない。

- 2 違反の事実により3C3Sに負担をかけた場合、その収拾にかかった経費について、3C3Sはチームリーダーに請求する。
- 3 違反の事実が重大であると理事会が判断したときは、当該チームのメンバーを3C3Sから除名することがある。

4 その他協議が必要な事項は3C3S規約に則り、円滑に解決を図るものとする。

第11条（この実施要領に定めのない事項の措置）

この細則に定めのない事項であって必要な事項については、理事会で審議し決定する。

2019年2月14日 制定

2022年7月 1日 改定

実証実験計画書 サンプル

年 月 日

持続可能社会のためのコミュニティ通貨研究コンソーシアム

会長 西部 忠殿

チームリーダー

所属 ○○○○○○

代表 ○○○○○○

下記のとおり実証実験計画書を作成しましたので承認くださいますようお願いいたします。

### 実証実験計画書

※必要事項が記載してあれば様式は問いません

チーム名称	
出納責任者	
メンバー	
役割分担	
実証実験の期間	
実証実験の場所	
協力者	
実証実験の目的	
期待される成果	
事業化または社会実装に関するチームの考え	
その他	※他に参考になる企画書等があれば別添してください。

## 会費に関する細則

3C3Sの会費については、以下により取り扱うこととする。

### 1. 会費

(1) 年会費は以下のとおりとする。

個人会員	:	5,000円
法人会員	:	10,000円
学生会員	:	無料
特別会員	:	無料

2. 年会費は、毎年4月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。
3. 入会初年度の年会費については、入会申込を提出した翌月末までに振り込むものとする。
4. 年度途中の入会であっても、年会費は年額を納入するものとする。ただし、4月末日までに退会の申請があった場合は前年度に退会したものとみなし、新たな年会費の請求は行わないこととする。
5. 会計年度途中の退会にあつては、既に納入した年会費の返還は行わないこととする。

### 振込口座

銀行名	北洋銀行 本店営業部
店番号	028
口座番号	6942411
口座名義	ジゾクカノウシヤカイノタメノコミュニティツウカケンキュウコンソーシアム

2019年2月14日 改定

## 事務局に関する細則

3C3Sの事務局は、以下により取り扱うこととする。

### 1. 事務局の役割

- (1) 事務局は、次に掲げる事項を担当業務とする。
  - ア 年度の事業計画に基づき、事務局が担当すべき業務。
  - イ 3C3Sの会計業務。ただし、プロジェクトチームの会計業務はこの限りではない。
  - ウ 各種会議への参加および開催支援。
- (2) 事務局の運営は理事会の承認の上で全部または一部を外部委託も可能とする。

### 2. 事務局長ならびに副事務局長は会長が必要と認める場合に、理事会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

### 3. 専決事項

- (1) 事務局長は、次にあげる事項を決定することができる。但し、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。
  - ア 事務局の運営に関すること。
  - イ 物品の購入その他3C3Sに必要な契約の締結に関すること。
  - ウ 物品および現金の出納に関すること。
  - エ 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。
- (2) 副事務局長は、事務局長が必要であると認める場合または何かしらの理由で事務局長が業務を執行できない場合に前項を代行することができる。

2019年2月14日 制定